

## 飼い犬への狂犬病予防注射を忘れていませんか？

狂犬病予防法により、飼い犬は毎年1回、狂犬病予防注射を接種することが義務付けられています。狂犬病は、すべての哺乳類に感染することが知られており、人も動物も発症するとほぼ100%死亡してしまう病気です。飼い犬や飼い主、周囲の人を守るために必ず狂犬病予防注射を接種させましょう。

### ◆狂犬病予防法

飼い犬に狂犬病予防注射を毎年1回接種させることが定められています。

これに違反した場合、20万円以下の罰金に処されます。

### ◆接種時期

本年度はコロナウイルス感染拡大防止のため、接種の期限が12月末までに延長されています。

飼い犬への予防接種を済ませていない飼い主は、かかりつけの病院へお急ぎください。

### ◆飼い犬が亡くなっている場合

死亡届出書の提出が必要です。

認印、飼い犬の登録が確認できるもの(愛犬手帳など)を持参し、環境課窓口へお越しください。



照 会 環 境 課 ☎0537⑤1162

## フードドライブにご協力ください

新型コロナウイルスの影響を受け、休業や失業を余儀なくされた生活困窮世帯のために、食品の寄贈を募ります。寄贈を受けた食品は、NPO法人「フードバンクふじのくに」が回収し、県内の生活困窮世帯に無料で配布します。また、食糧支援が必要な人は、照会先へご相談ください。

**回収期間** 1月4日(月)から1月31日(日)まで

**回収場所** 市役所(本庁ロビー・西館福祉課)、社会福祉協議会(御前崎ふれあい福祉センターなごみ・浜岡福祉会館)

**希望食品** 缶詰や瓶詰などの保存食品、レトルト食品、インスタント食品、調味料、食用油、米、飲料、ふりかけ、お茶漬け、のりなどの常温保存が利くもの

### 食料の条件

- ・賞味期限が2カ月以上あるもの
- ・賞味期限が明記されているもの
- ・未開封であるもの
- ・破損で中身がでていないもの
- ・米は常識の範囲で古くないもの(もち米は不可)

照 会 福祉課 ☎0537⑤1121  
 社会福祉協議会 ☎0548③5294  
 浜岡福祉会館 ☎0537⑥8066

## 年末のごみ出しにご注意ください

今年も残り日数がわずかとなり、大掃除を始める時期となりました。年末は、大掃除で出たごみを環境保全センターへ直接搬入する人が増え、大変混み合います。環境保全センターの営業日を確認し、早めに搬入しましょう。また、ごみ集積所に出される家庭ごみの量も多くなります。収集日を守り、ごみが散乱することのないよう、マナーを守ってごみ出しをしましょう。

※家庭ごみは、収集当日の0時～8時までに指定場所へ出してください。

### ◆環境保全センターへの直接搬入

**受付日** 月曜日から金曜日、第2・4日曜日

**休業日** 土曜日、第1・3・5日曜日、祝日、12月29日(火)から1月3日(日)

### ◆家庭ごみの収集

可燃物は、次の期間では回収されません。

**浜岡地区** 12月29日(火)～1月3日(日)

**御前崎地区** 12月30日(水)～1月4日(月)

※その他のごみの収集日は「家庭ごみ収集カレンダー」をご確認ください。

照 会 環境課 ☎0537⑤1162  
 環境保全センター ☎0548⑤0044